

## 山梨県内の状況と取り組み

平成26年9月29日（月）  
午後3時30分～

1. 山梨県内における太陽光発電の設置状況等……………資料一山梨1
  - (1) 山梨県内における太陽光発電の設置状況
  - (2) 問題となった事例と対応状況
  - (3) 適正な太陽光発電の導入に向けた取り組み
  - (4) 系統連系の制約
  - (5) 農山漁村再生可能エネルギー法
  
2. 山梨県自然環境保全条例の改正……………資料一山梨2  
～背景、現状と課題、改正内容～
  
3. 富士山北麓世界遺産景観保全地区の指定……………資料一山梨3,4,5  
～指定内容、指定までの流れ～
  
4. 地区指定前後の大規模太陽光発電設備設置の動き
  
5. 指定地区内での太陽光発電設備の審査基準等……………資料一山梨6



# 山梨県内における太陽光発電設備の 設置状況等について

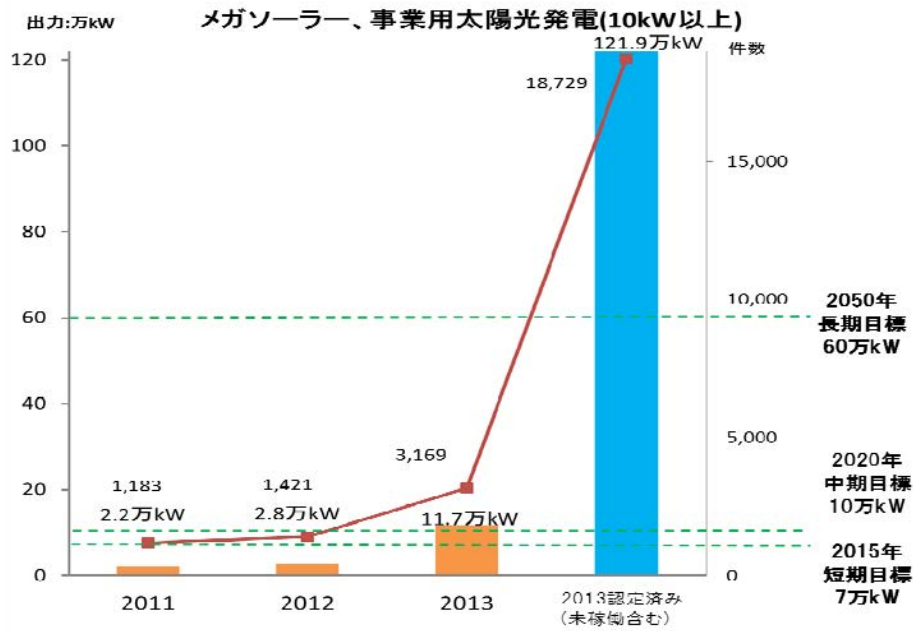
山梨県 エネルギー局  
エネルギー政策課

## 目次

### 山梨県内における太陽光発電設備の設置状況等について

- 1 太陽光発電設備の設置状況
- 2 問題となった事例と対応状況
- 3 適正な太陽光発電の導入に向けた取り組み
- 4 系統連系の制約
- 5 農山漁村再生可能エネルギー法

# 1. 太陽光発電設備の設置状況 1



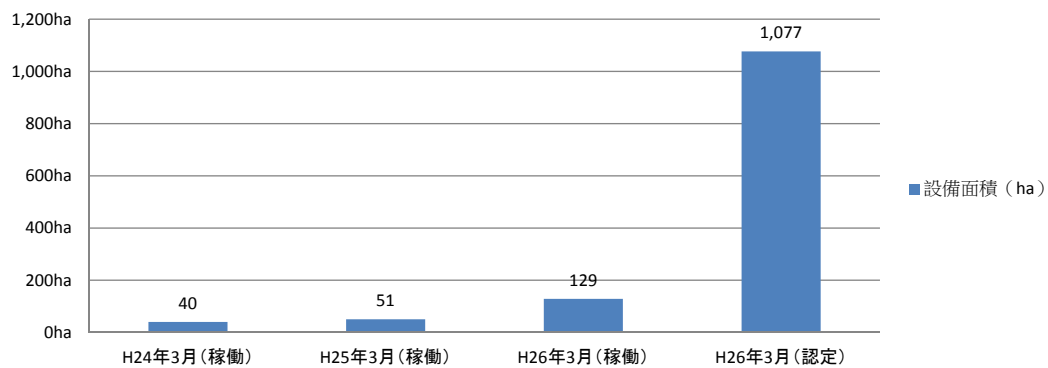
■ メガソーラー、事業用太陽光発電は、2013年度ですでに導入の中期目標を上回っている。

2

# 1. 太陽光発電設備の設置状況 2

3

太陽光発電設備(1000kW以上)設置面積(累積)  
※2.47ha/1000kW(公表済16箇所の平均値)で換算



やまなしメガソーラー韮崎 10.8ha/5MW  
100基分

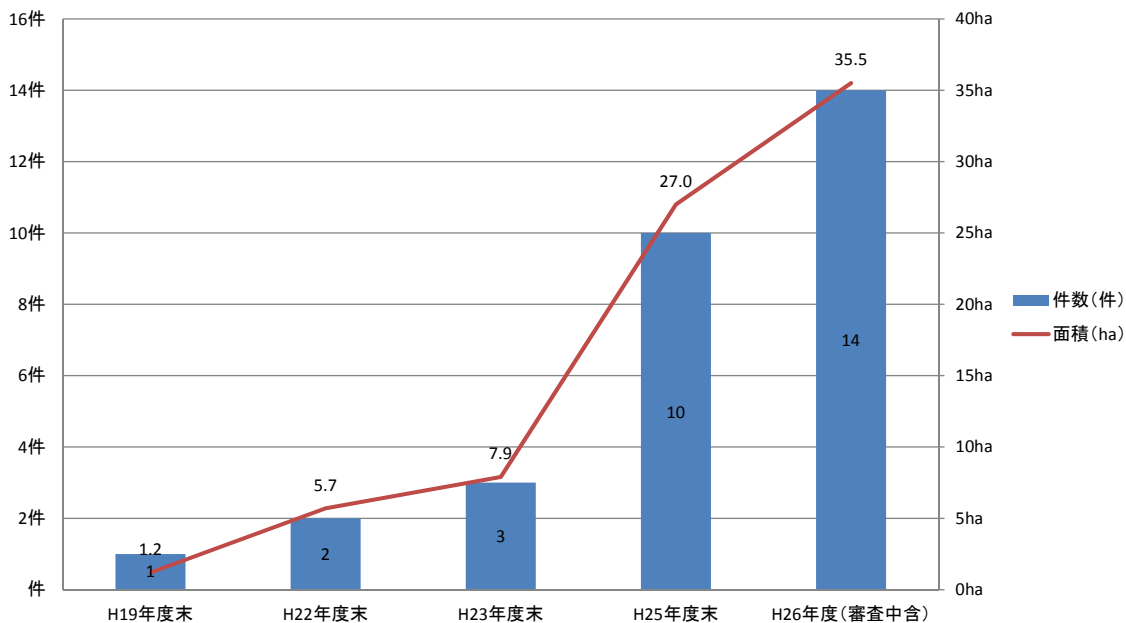


米倉山太陽光発電所 25.5ha/10MW  
42基分



# 1. 太陽光発電設備の設置状況 3

## 太陽光発電に係る林地開発許可(累積)

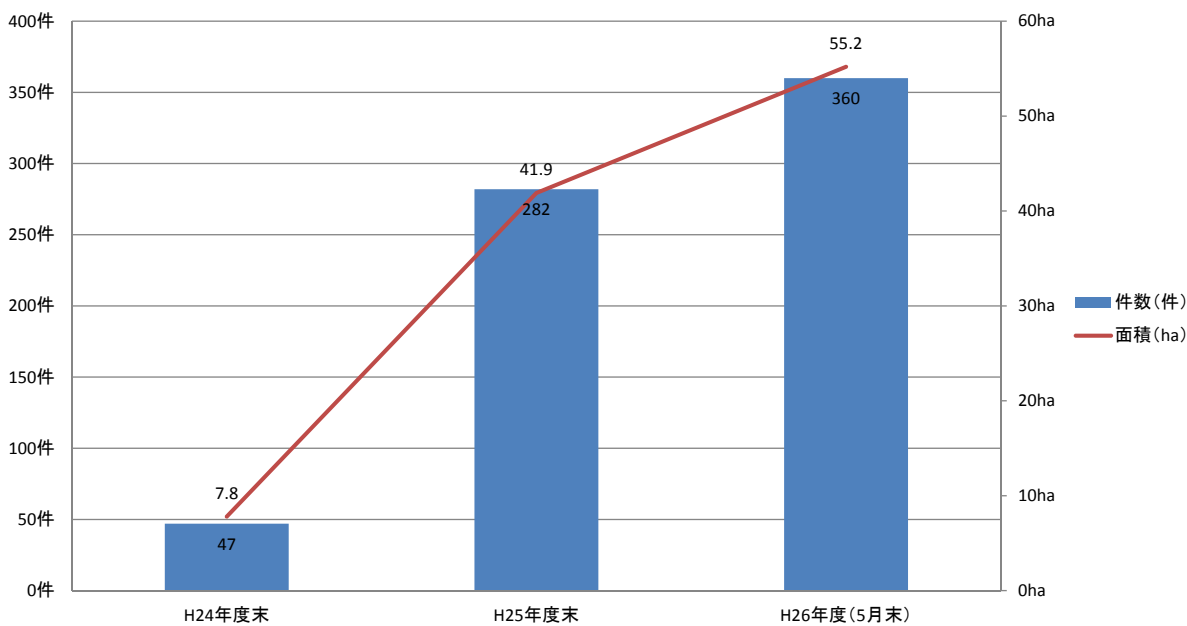


4

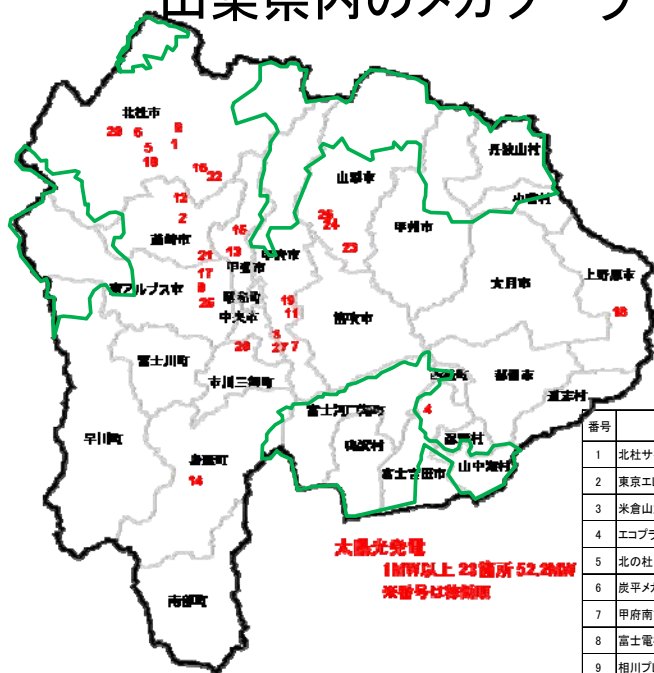
5

# 1. 太陽光発電設備の設置状況 4

## 太陽光発電に係る農地転用許可(累積)



# 山梨県内のメガソーラー稼働状況(H26.8末現在)



国立・国定公園区域(概ねの位置)

**太陽光発電  
1MW以上23箇所 52.2MW  
※番号は特記無し**

番号	名称	kW	稼働開始	番号	名称	kW	稼働開始
1	北社サイト太陽光発電所	1,860	H23.4	16	シューワ山梨太陽光発電所	1,000	H25.9
2	東京エレクトロン山梨	2,000	H23.7	17	オリックス南アルプスメガソーラー発電所	2,714	H25.10
3	米倉山太陽光発電所	10,000	H24.1	18	MDI-SBソーラー上野原発電所	3,000	H25.11
4	エコプラネット富士 / 旭発電所	1,000	H25.3	19	小瀬ソーラー発電所	1,064	H25.12
5	北の社	1,000	H25.3	20	カゴメ山梨メガソーラー発電所	1,890	H25.12
6	炭平メガソーラー白州	1,300	H25.3	21	やまなしメガソーラー(鎌崎)	5,266	H26.1
7	甲府南ソーラーパーク	1,996	H25.3	22	F明野太陽光発電所	1,013	H26.3
8	富士電機 南アルプスエネルギーパーク	2,000	H25.4	23	YEG万力発電所	1,500	H26.3
9	相川プレス高根工場メガソーラー	1,500	H25.4	24	グレーソーラー発電所	1,021	H26.4
10	F白州太陽光発電所	1,600	H25.6	25	南アルプス太陽光発電所	2,520	H26.6
11	甲斐の国メガソーラーステーション	1,000	H25.6	26	ビーチソーラー発電所	1,000	H26.6
12	新府ソーラー発電所	1,400	H25.7	27	米倉山実証試験用太陽光発電所	1,003	H26.7
13	山梨放送双葉送信所太陽光発電設備	1,000	H25.8	28	小瀬沢メガソーラー	1,700	H26.8
14	アークグリーン身延太陽光発電所	1,999	H25.8				
15	やまなしメガソーラー(甲斐)	5,112	H25.8		合計	59,458	

6

## 2. 問題となった事例と対応状況 1

7

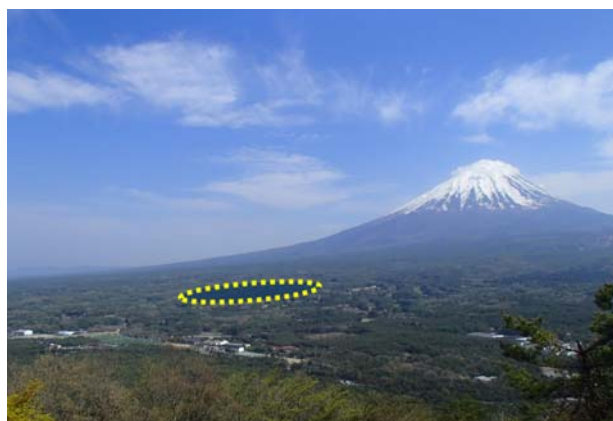
### 富士山周辺地域における大規模太陽光発電設備の設置計画への対応

- ・世界遺産の顕著な普遍的価値に多大な負の影響を与えることが懸念

場所：鳴沢村字平次原  
(富士箱根伊豆国立公園普通地域内)

規模：93ha

出力：45MW



(参考)山梨県自然環境保全条例の改正内容

#### ○ 自然環境保全地区

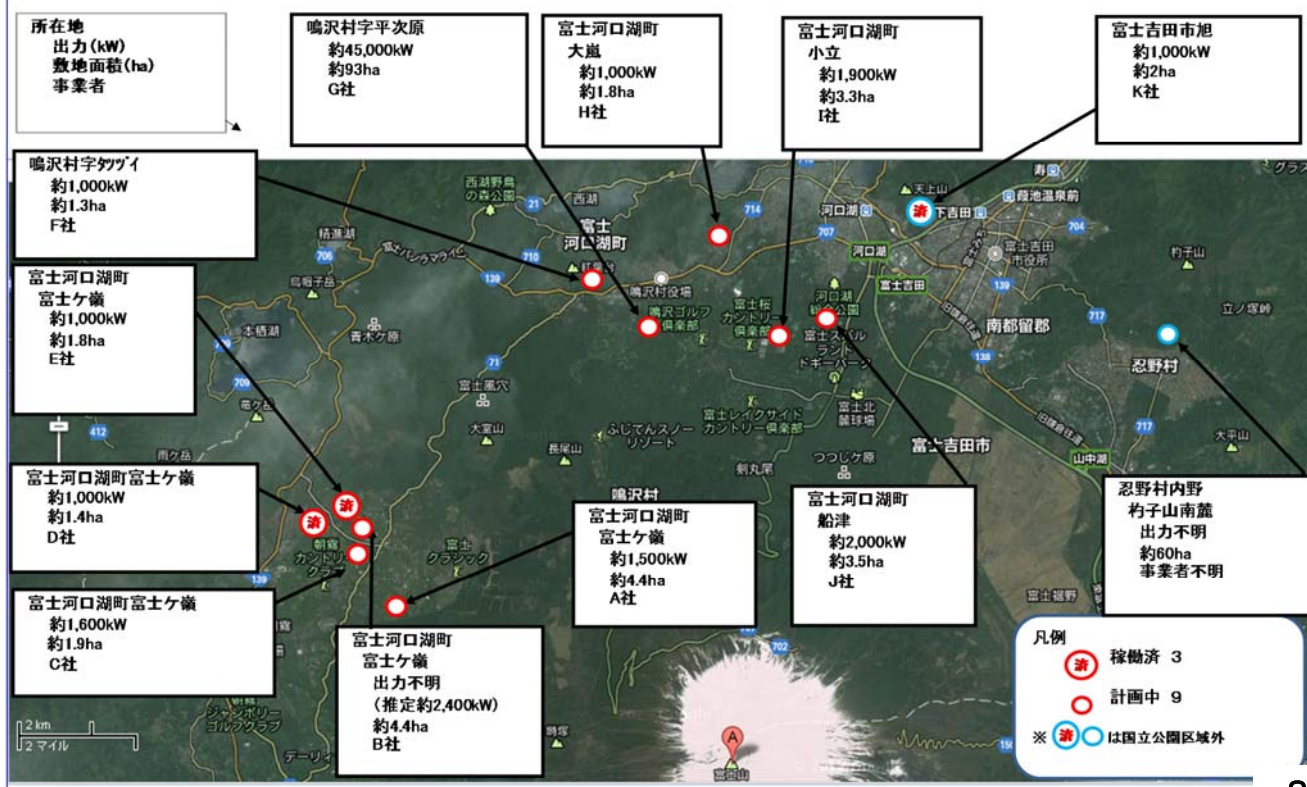
- ア 自然環境保全地区に新たな地区区分として世界遺産景観保全地区を追加
  - イ 世界遺産景観保全地区に指定された区域において、パネルの総面積が10,000㎡を超える太陽光発電設備(注)の新築等をしようとする者について、次の措置を講ずる。
    - ・知事への届出を義務付ける(罰則あり)。
    - ・行為の禁止等の処分の対象とする(罰則あり)。
    - ・自然環境保全協定の締結に向けた協議に応じるよう求めること。
- (注) パネルの総面積が10,000㎡を超える太陽光発電設備

#### ○ 勧告・公表制度

自然環境の保全に係る知事の勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、知事は、その旨及びその勧告の内容を公表できることとする(改正前の条例には、公表制度なし)。

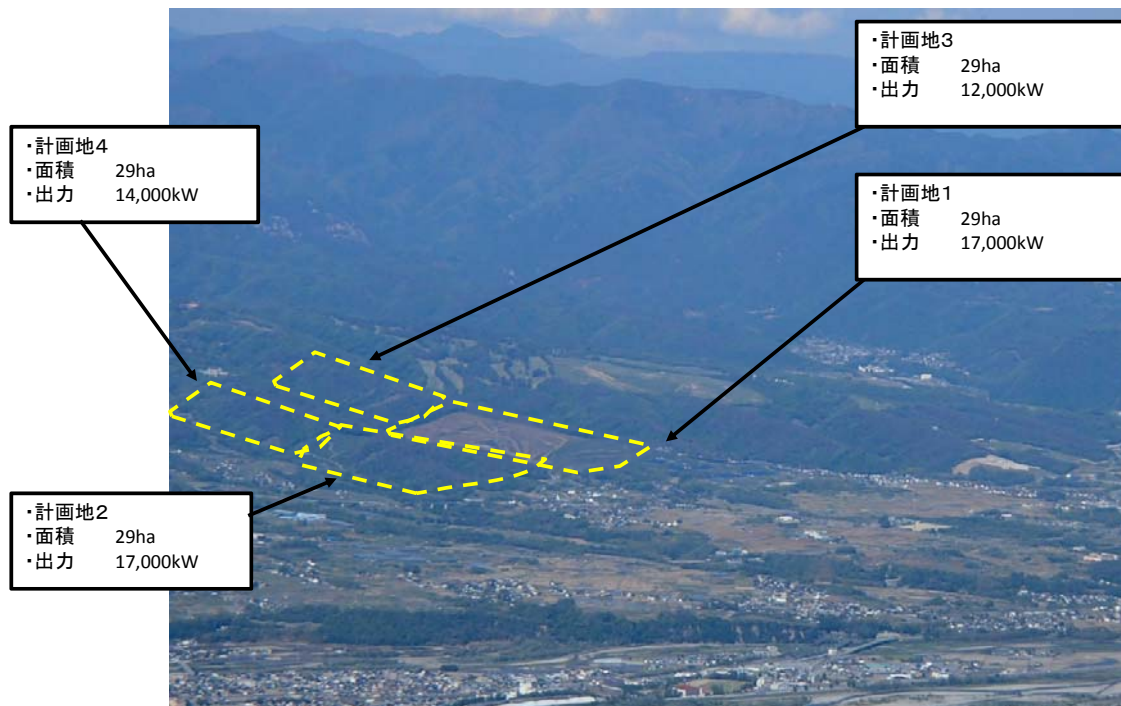
## 富士北麓地域におけるメガソーラー等の立地（計画）状況

H26.9.25現在把握分



## 2. 問題となった事例と対応状況 2

甲斐市菖蒲沢地区の状況 (甘利山山頂手前から撮影)



## 2. 問題となった事例と対応状況 3

- 甲斐市菖蒲沢地区の開発計画に山梨県・甲斐市・韮崎市合同の検討チームが検討した課題と指導内容

主な項目	課題	指導内容
森林伐採	森林伐採(20ha超の皆伐)による、大雨時の土砂流出などに対する防災安全対策を講じる必要がある。	土留めや調整池の設置など土壌の保全や土砂流出防止対策を行うよう指導する。
林地開発	土砂流出又は崩壊等の災害発生のおそれ、水害発生のおそれ水の確保に著しい支障を及ぼすおそれ、環境を著しく悪化させるおそれがない適切な開発が行われるよう開発行為を許可する必要がある。	許可基準の遵守はもちろんのこと、より安全に配慮したものとなるよう林地開発許可申請前に次の事項をクリアするよう指導する。 ・地元との合意形成 ・環境保全面への最大限の配慮 ・4計画全体を想定したうえで他法令の協議 ・景観対策 ・全体での流出量の計算
景観への影響	周辺地域からの景観について、専門家からの意見を聴きながら事業計画地の地形や自然環境と調和するよう、パネル及び関連施設・設備の色彩・配置等を工夫する必要がある。	パネルを1面的に整備するのではなく、分散設置し、パネル間に植栽する等して極力パネル部分が目立たないようにし、全体的に緑化するよう指導する。
河川への影響	開発に伴う東川、坊沢川、六反川等の河川への流出増に対応する必要がある。	河川の流量や流域、断面等を確認し適切な放流計画となるよう指導する。
埋蔵文化財	周知の埋蔵文化財包蔵地があることから埋蔵文化財が適切に保護されるようにする必要がある。	文化財保護法に基づく届出や試掘の協議を行うよう指導する。
地域住民等への説明	土石流危険渓流や山地災害危険地区に指定されていることから、下流域住民に防災安全対策等の説明を行い理解を得る必要がある。	県、市に防災安全対策等の事前協議を行ったうえで住民に対して説明を行うよう指導する。

- 身延町下八木沢地区の急傾斜地において、13haの開発計画があることが判明し現地を確認したところ、2haが無断伐採され、9月16日に山梨県・身延町合同の検討チームを組織し、甲斐市菖蒲沢地区と同様に検討、指導を開始している。

10

## 2. 問題となった事例と対応状況 4

11

- 八ヶ岳南麓の山林に設置された太陽光発電設備に反対運動が起こったケース

場所：北杜市小淵沢町上笹尾

規模：約2ha

出力：1,700kW

### 住民による反対運動の内容

平成26年8月1日

- 森林と景観の保全よりも企業の利益を優先させた太陽光発電所建設を住民無視で強行しているとして、建設を中断させることや近隣住民との事前協議の義務化を求め、知事宛の要請文を提出(署名3,870筆)
- 事業者が合意形成の努力を怠っているとし、近隣住民と意思疎通を図るよう行政指導の嘆願書を知事宛に提出

平成26年8月6日

- 週刊新潮に「森林を侵食するメガソーラー」の記事掲載





### 3. 適正な太陽光発電の導入に向けた取り組み 1

#### 大規模開発に対する県の関与

法令名等	対象面積等	許可基準等
県環境影響評価条例	30ha以上  (※15ha以上30ha未満の場合、環境への影響に応じ評価の実施を判定)	事業者が調査、予測、評価した環境影響を公表し、県民等の意見を聴き、事業の実施に反映
農業振興地域の整備に関する法律	農振農用地区域(青地)への設置	市町村農振計画との整合性や農振農用地区域からの除外が必要
農地法	農地への設置	農地法第4条及び第5条の許可が必要(農振青地及び1種農地は原則不許可) ・4ha以下は県知事許可 ・4ha超は農林水産大臣許可
森林法	1haを超える地域森林計画対象民有林内への設置	4原則を遵守した開発 ・災害発生のおそれがないこと ・水害発生のおそれがないこと ・水の確保への著しい支障がないこと ・環境を著しく悪化させるおそれがないこと
県・市町村検討チームによる対応	大規模開発による災害、水害及び景観等への影響が見込まれるもの	関係法令に基づき県関係部署と市町村がリスクの検討と事業者への指導

12

### 3. 適正な太陽光発電の導入に向けた取り組み 2

13

#### 市町村景観対策に関する支援

太陽光発電事業者に対し景観に配慮した施設の設置を促すため、市町村の実情に応じて太陽光発電施設が届出対象となるよう景観計画の策定、改正又は指導要綱の制定等を支援している。

届出対象として明記している市町村 ③	景観計画以外で独自に景観配慮を実施している市町村 ①	景観計画を策定中の市町村で届出対象として明記する予定の市町村 ⑥	景観計画を施行している市町村でいずれかの方法で景観配慮させようと検討している市町村 ④	景観計画を施行している市町村で届出対象とする予定のない市町村 ⑦	景観計画を策定中の市町村で届出対象とする予定のない市町村 ②	景観計画の未策定市町村 ④
忍野村 山中湖村 富士河口湖町  注)いずれも指導要綱	北杜市  注)太陽光に関する要綱策定	富士吉田市 山梨市 甲斐市 中央市 市川三郷町 富士川町	甲府市 大月市 甲州市 早川町	韮崎市 南アルプス市 笛吹市 身延町 西桂町 小菅村 丹波山村	道志村 鳴沢村	都留市 上野原市 南部町 昭和町

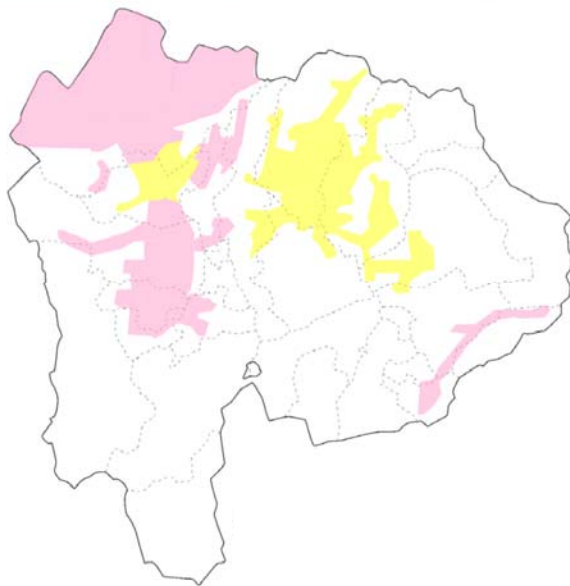
※ 下線部の南アルプス市と笛吹市は現段階では未検討の状況。

※ 富士吉田市、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町は山梨県自然環境保全条例による届出対象市町村。

## 4. 系統連系の制約

太陽光発電の立地が各地で急速に進んでおり、全国的に再生可能エネルギーの系統への接続が制約される地域があり、本県においても下図のとおり連系制約エリアが発生し、拡大している。

### 山梨県内における発電設備の「連系制約エリア」について



#### 現在制約が発生しているエリア

- ・北社市全域
- ・南アルプス市全域
- ・韮崎市西部（一部）
- ・韮崎市南部（一部）
- ・富士川町全域
- ・西八代郡市川三郷町全域
- ・甲府市北部（一部）
- ・甲府市西部（一部）
- ・甲斐市北部（一部）
- ・昭和町北部（一部）
- ・昭和町西部（一部）
- ・甲斐市旧竜王町南部（一部）
- ・甲斐市旧竜王町西部（一部）
- ・上野原市秋山安寺沢
- ・道志村全域
- ・山中湖村平野

#### 今後制約が想定されるエリア

- ・甲州市全域
- ・山梨市全域
- ・韮崎市全域
- ・甲府市東部（一部）
- ・笛吹市一宮町（一部）
- ・笛吹市石和町（一部）
- ・笛吹市八代町（一部）
- ・笛吹市御坂町（一部）
- ・都留市大幡（一部）
- ・大月町花咲（一部）
- ・大月町真木（一部）
- ・大月市世子町全域
- ・大月市賑岡町（一部）
- ・大月市初狩町全域

◎連系制約が生じる地域は全国的に発生している。

#### ・北海道電力

・東北電力  
青森、岩手、秋田、宮城、山形、福島、新潟

#### ・東京電力

栃木、群馬、茨城、千葉、山梨、静岡

#### ・北陸電力

富山、石川

#### ・関西電力

奈良、和歌山

#### ・中国電力

鳥取、島根、岡山、広島、山口

#### ・四国電力

徳島、高知

#### ・九州電力

福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島

#### ・沖縄電力

※各電力会社HPより

## 5. 農山漁村再生可能エネルギー法

### 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律の概要

- 食料供給や国土保全等の農山漁村が有する重要な機能の発揮に支障を来すことのないよう、農林地等の利用調整を適切に行うとともに、再生可能エネルギーの導入と併せて地域の農林漁業の健全な発展に資する取組を促進することが重要。
- このような取組を進める枠組みを構築する「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律」（農山漁村再生可能エネルギー法）が平成25年11月に成立。平成26年5月1日に施行。

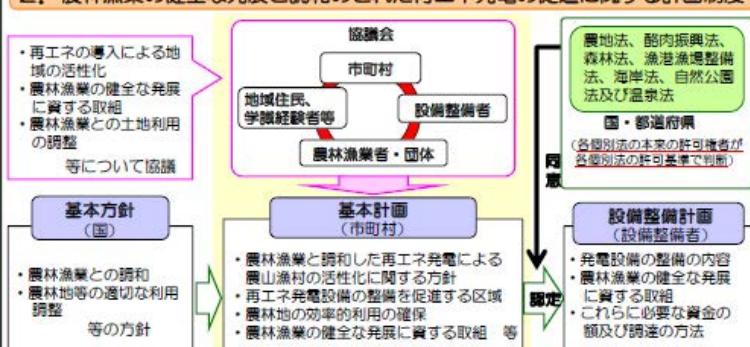
#### ◆目指す姿：再生可能エネルギーの活用による農山漁村の活性化

この法律や予算措置等の活用により、2018年度において、再生可能エネルギーを活用して地域の農林漁業の発展を図る取組を現に行っている地区を全国100地区以上、この取組を行う検討に着手している地区が全国200地区以上存在していることを目指す

#### 1. 基本理念

- ① 農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進は、地域の関係者の相互の密接な連携の下に、地域の活力向上及び持続的発展を図ることを旨として行われなければならない。
- ② 地域の農林漁業の健全な発展に必要な農林地並びに漁港及びその周辺の水域の確保を図るため、これらの農林漁業上の利用と再生可能エネルギー電気の発電のための利用との調整が適正に行われなければならない。

#### 2. 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギーの促進に関する計画制度



#### 3. 認定を受けた設備整備計画に係る特例措置

- (1) 農地法、酪内振興法、森林法、漁港漁域整備法、海岸法、自然公園法及び温泉法の許可又は届出の手續のワンストップ化（認定により許可があったものとみなす等）。
- (2) 再生可能エネルギー設備の円滑な整備と農地の集約化等を併せて図るために行う、市町村による所有権移転等促進事業（計画の作成・公告による農林地等の権利移転の一括処理）。

#### 4. その他

- ① 国・都道府県による市町村に対する情報提供、助言その他の援助
- ② 計画作成市町村による認定設備整備者に対する指導・助言

# 山梨日報新聞

9/24 水

## 富士山景観保全へ条例

### 県検討 開発に行政が意見

の検討結果を送付し、県が有「意見を聴取。県が事業者に意  
識者や地元市町村に計画への「見を示し、事業計画に反映す

世界文化遺産・富士山の景観保全を目的に、山梨  
県が23日までに、景観影響評価の手続きを定めた条例制  
定の検討を始めた。規模などで一定基準以上の新規開発  
計画について、事業者が県への開発情報の提供、景観影  
響の目録的な検討を求め、県が意見を添付する手続きを導入す  
る方向。計画を早期に把握した上で景観の観点で事業者  
と協議する過程を取り入れ、山梨の景観保全につなげる  
狙いがある。

〔福川義徳〕

世界遺産登録後、富士山、構成資産は文化財保護法や  
山を審査し、国際的景観遺産  
会議「ユネスコ」は勧告で、  
山梨について「観光・開発庄  
力が増大している」と指摘。  
文化的価値を損なう構成資産  
の視覚的つながりを開発が  
阻害することに強い懸念を示  
した。山梨の本丸を含む建  
築物の敷地計画は「100に敷  
しい規制が必要」との認識を  
明記した。

検討の方向は、事業者が立  
地や規模が景観に与える影響

るも求める手続きを新たに  
定める。

県は景観影響評価の対象に  
するエリア、新規開発の規模

などを検討する。既存の大規

模開発への対応とともに、景

観保全(観光・産業振興のバ

ランスをとり取るかが課題に

なるという。

県は2016年2月までに

国連教育科学文化機関(ユ

ネスコ)世界遺産センターに

提出する報告書で、開発制御

区に指定している。

の取り組みの1つに景観影響  
評価の条例を位置付ける方  
針。

富士山麓の景観保全をめぐ

っては、県が5月、富士箱根

伊豆国立公園の普通地域を、

大規模太陽光発電施設の開発

を抑制する「富士山北麓世界

遺産景観保全地区」に指定。

来年4月には幹線道路沿い

を、屋外広告物の規制を強化

する「景観保全型広告規制地

区」に指定している。



## 山梨県自然環境保全条例の改正について

## 条例改正

## 背景等

平成25年6月、第37回世界遺産委員会において「富士山一信仰の対象と芸術の源泉」が世界遺産リストに登録された。その際、同委員会から、山麓から山頂までの富士山全体の神聖さ・美しさが十分に保全されていないこと等の指摘があり、平成28年1月までに保全状況報告書を提出するよう求められた。

山麓から山頂までの富士山全体の神聖さ・美しさを保全するには、標高の高い眺望地点から富士山等を眺めた場合の良好な眺望景観を保持するための自然環境を保全することが必要となるが、現行の制度は、かかる要請に十分に応えうるものとなっていない。

## 現状と課題

富士北麓地域において、大規模太陽光発電設備の計画が複数浮上しており、富士吉田市で1件稼働中、富士河口湖町等で数件が計画中であり、特に大規模なものとして鳴沢村で開発面積100ha弱の計画がある。

⇒ 主要な眺望地点からの景観次第では、世界遺産の価値が著しく損なわれる可能性がある。

⇒ 一方、「エネルギーの地産地消」も県の施策としては重要なことから、「世界遺産の価値の保全」との両立、均衡を図る必要があるが、市町村からも同様の趣旨の要望書が提出されている。

大規模太陽光発電設備の設置をコントロールできる仕組みが必要

## 改正内容

## ○ 自然環境保全地区

自然環境保全地区(注1)に新たな地区区分として世界遺産景観保全地区(注2)を追加し、同地区に指定された区域において、パネルの総面積が10,000㎡を超える太陽光発電設備(注3)の新築等をしようとする者について、次の措置を講ずる。

- ・ 知事への届出を義務付ける(罰則あり)。
- ・ 行為の禁止等の処分の対象とする(罰則あり)。
- ・ 自然環境保全協定の締結に向けた協議に応じるよう求めること。

(注1)自然環境保全地区

自然保存地区、景観保存地区、歴史景観保全地区、

世界遺産景観保全地区、自然活用地区、自然造成地区

(注2)世界遺産景観保全地区

世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約第十一条2の世界遺産一覧表に記載されている同条約第一条に規定する文化遺産が所在する場所及びその周辺の区域のうち、当該文化遺産の歴史上、芸術上、民俗学上又は人類学上の顕著な普遍的価値を保持するための自然環境を保全することが必要な地区であって知事が指定したもの

(注3)パネルの総面積が10,000㎡を超える太陽光発電設備 ⇨ 規則委任

## ○ 勧告・公表制度

自然環境の保全に係る知事の勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、知事は、その旨及びその勧告の内容を公表できることとする。

## ○ 山梨県環境保全審議会の担当事務

知事は、次の場合は、山梨県環境保全審議会の意見を聴くことができることとする。

- ・ 行為の禁止等の処分をしようとする場合
- ・ 自然環境保全協定を締結しようとする場合
- ・ 自然環境保全地区で事業を行う者等に対し、勧告をしようとする場合



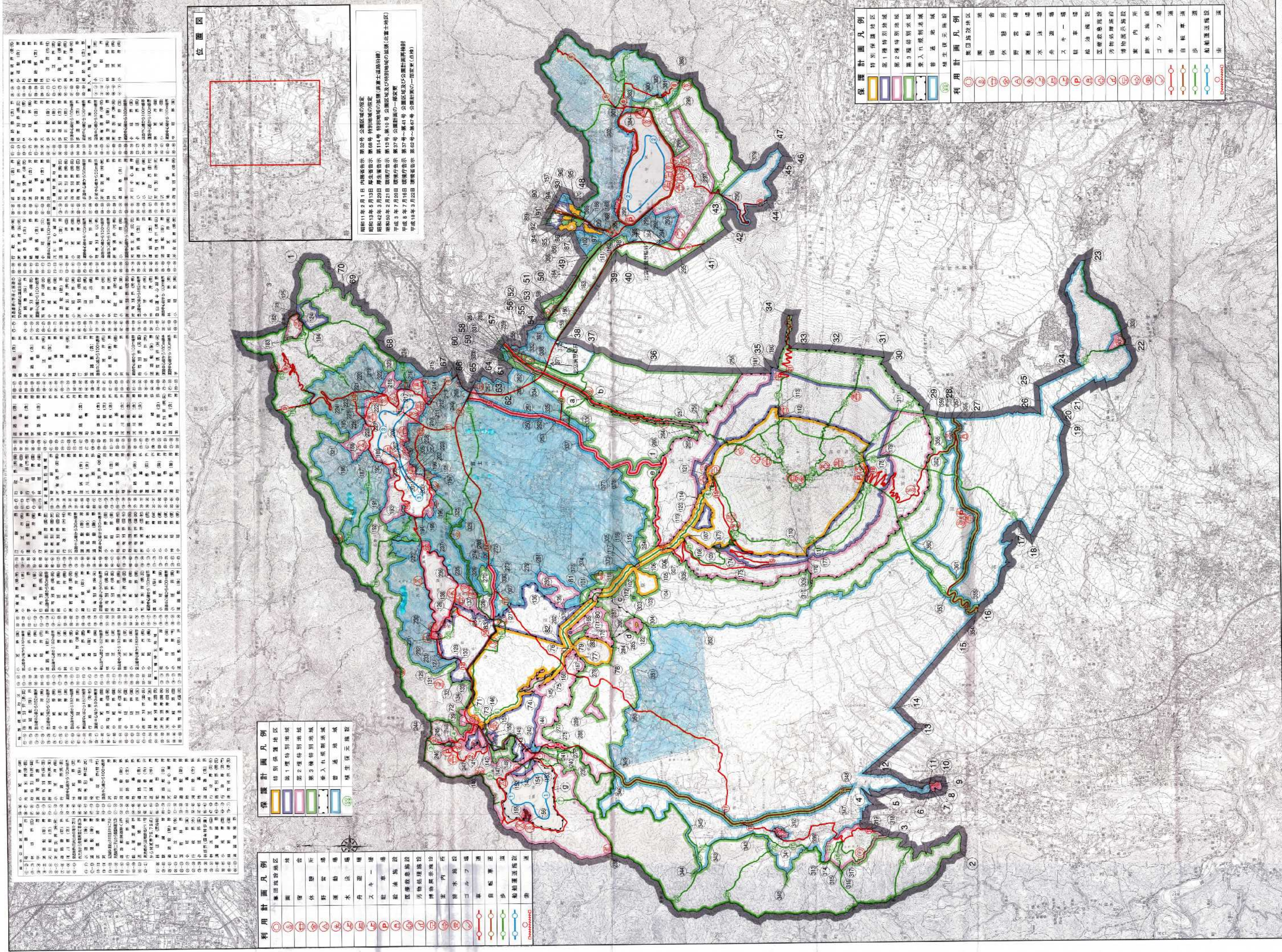
## 指 定 地 区 の 概 要

名 称	富士山北麓世界遺産景観保全地区
区 域	富士吉田市、南都留郡山中湖村、同郡鳴沢村及び同郡富士河口湖町の各一部（次の図に示す部分に限る。）
所有区分	公有地、私有地
面 積	13,075 ha
指 定 理 由	<p>世界遺産「富士山－信仰の対象と芸術の源泉」が所在する場所及びその周辺地域（構成資産及び構成資産を保護すべき地域である緩衝地帯）のうち、当該文化遺産の顕著な普遍的価値を現す山麓から山頂までの富士山全体の神聖さ・美しさを保全するためには、標高の高い視点場から富士山等を眺めた場合の良好な眺望景観を保持するための自然環境を保全することが必要である。</p> <p>当該自然環境の保全については、現行、自然公園法等の制度により一定の行為についてコントロールを行っているが、自然公園法で規定する富士箱根伊豆国立公園の普通地域においては、太陽光発電設備の設置をコントロールするものとなっていない。</p> <p>このため、現行の保全制度を補完するため、世界遺産「富士山－信仰の対象と芸術の源泉」が所在する場所及びその周辺地域（構成資産及び構成資産を保護すべき地域である緩衝地帯）のうち、富士箱根伊豆国立公園の普通地域の区域を世界遺産景観保全地区に選定するものとする。</p>





使用図面：富士箱根伊豆国立公園（富士山地域）区域及び公園計画図





# 山梨県自然環境保全条例に関する手続きのスケジュール

資料一山梨5

(5月28日)

山梨県環境保全審議会(指定候補地に係る意見聴取)

決定・告示

公聴会開催(異議ある場合)

5月20日

4月28日  
・公聴会を開催する日の  
二週間前までに告示

公告・縦覧(図面、理由書)

4月11日~  
4月25日

・縦覧期間(公告の日から  
二週間)

関係市町村、環境省意見聴取

3月27日~  
4月7日

4月1日

委員の委嘱・指名

決定・公表

3月27日

山梨県環境保全審議会

基本方針の変更案に係る意見聴取・世界遺産景観保全地区の指定候補地の説明

運営規程の改正

審議会委員に審議資料の送付、事前意見照会

3月17日

規則改正公布

条例改正公布

議会議決

委員会

~3月12日  
庁内関係各課に変更案への意見照会

条例改正の概要等について説明

山梨県環境保全審議会

2月5日

条例改正

山梨県自然環境保全基本方針の変更  
(世界遺産景観保全地区の選定基準  
の追加等)

世界遺産景観保全地区の指定  
(富士山北麓世界遺産景観保  
全地区)

審議会 世界遺  
産景観保全部会  
の設置



## 富士北麓地域で太陽光発電設備の設置を計画している事業者の皆様へ

県では、富士北麓地域の世界文化遺産が所在する場所及びその周辺区域の自然環境を保全するため、山梨県自然環境保全条例を改正しました。

平成 26 年 5 月 29 日以降、新たに指定した富士山北麓世界遺産景観保全地区内において、大規模な太陽光発電設備（太陽電池モジュールの総面積 1 万平方メートル超）の建設等を行う場合は、県との協定の締結や届出が必要となりますので、計画がある場合は次により手続きを進めてください。

### 富士山北麓世界遺産景観保全地区 事務手続きについて

#### 1. 根拠法令

山梨県自然環境保全条例（昭和 46 年山梨県条例第 38 号）

#### 2. 届出・協定の対象

太陽電池モジュール総面積 1 万㎡を超える太陽光発電設備の新築、改築又は増築

\*モジュールの面積は外形寸法とします。

\*分割して設置する場合等でも、設置の時期や場所の近接により一連の事業と判断することがありますので、ご相談ください。

#### 3. 太陽光発電設備の審査基準

世界遺産の普遍的価値を保持するための自然環境を保全するには、高い視点場からの眺望景観を保全することが必要であることから、太陽光発電設備及び附帯設備（パワーコンディショナー、受変電設備、系統連系に係る設備、フェンス等）が重要な眺望及び囲繞景観に著しい影響を及ぼすものでないこと

\*重要な眺望とは、主要な視点場からの眺望をいい、具体的には、次のとおりです。

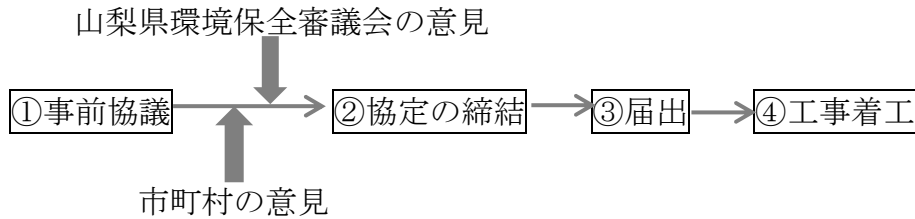
(1) 中ノ倉峠、三ツ峠、御坂峠（鎌倉往還（御坂路）・御坂城）、天下茶屋及び太宰治文学碑周辺から富士山に対する眺望

(2) 富士スバルライン五合目、吉田口登山道六合目及び御中道のうち最も適切な箇所から道志山系（石割山・杓子山）、御坂山系（三つ峠・御坂峠・黒岳）、天子山系（中ノ倉峠・竜ヶ岳・雨ヶ岳）、富士北麓及び富士五湖に対する眺望

\*審査基準に適合するかどうかは、設備の規模、配置及び色彩、行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況、実施する保全対策の内容等を総合的に勘案して判断するものとします。

#### 4 手続きの流れ

次ページのとおりとなります。まず、計画の内容等について資料を御提示いただき、事前協議に入っていただきます。



## 5 事前協議提出書類

(1) 世界遺産景観保全地区内における行為協議書（第1号様式）

(2) 添付図面

### ①位置図

国土地理院発行の地図又は市町村管内図。行為地を赤線で囲み、方位及び縮尺を記入してください。

### ②配置図

次の点に留意してください。

- ア 太陽光発電設備及び附帯設備（以下「太陽光発電設備等」といいます。）の配置の状況を記した図面であること。
- イ 方位及び縮尺を記入すること。
- ウ 太陽電池モジュールの総面積の計算式を記載すること。
- エ 保全対策等説明書の記載内容を明らかにするため、太陽電池モジュール、架台、附帯設備等ごとに記号を付し、それぞれのマンセル値を表形式で記載すること。

### ③完成予想図

太陽光発電設備等の完成を予想したカラー、四方向からのパース図面

(3) 添付書類

### ①太陽電池モジュール仕様書

カタログ等太陽電池モジュールの仕様が明らかになるもの

### ②現況写真及びフォトモンタージュ

現況写真の撮影及びフォトモンタージュの作成は、次の要領により作成してください。

- ア 現況写真は、重要な眺望、及び囲繞景観への影響が想定される地点から行為地方向を撮影したものとする。
- イ 写真は、水平画角 $65^{\circ}$ 以上 $75^{\circ}$ 以下、垂直画角 $45^{\circ}$ 以上 $55^{\circ}$ 以下の広角に撮影する（135サイズ（いわゆる35mmフィルムサイズ）では概ね焦点距離28mm～24mmに相当）。同一の撮影地点から連続して撮影された複数の狭角の画像をもとに相当する画像を作成してもよい。
- ウ 十分な視程の得られる晴れの日の、撮影方向に対して順光又は側光となる時刻に撮影する。
- エ 太陽光発電設備等が設置される土地及び隣接する土地が落葉樹に被覆されている場合は、落葉期及び繁葉期のフォトモンタージュを作成する。

\*写真は、雪のない時のものを使用してください。

オ 形成に時間のかかる修景を導入する場合は、太陽光発電設備等の設置直後のフォトモンタージュと修景の形成が完了した時のフォトモンタージュを作成する。

カ 提出する現況写真及びフォトモンタージュ画像（いずれも紙媒体）は、四つ切りサイズ（A4判）に引き延ばし、カラーとする。

### ③現況写真撮影状況説明書

次のア及びイで構成してください。

ア 撮影地点及び撮影方位を示した図面

イ 現況写真ごとに、画角、撮影年月日、撮影時間、天候、視点場の名称及び位置（撮影地点の特定が可能であるよう、撮影地点の写真の添付、撮影地点の緯度及び経度の表示等を行うこと。）、撮影方位並びに使用機材を記載した書面

### ④フォトモンタージュ作成作業工程説明書

フォトモンタージュを作成する作業工程の概要が把握できるもの

### ⑤保全対策等説明書

山梨県環境影響評価等技術指針等を参考にし、次の事項を記載してください。

ア 事業の実施に伴って受ける重要な眺望及び囲繞景観への影響の種類（眺望及び景観の変化、太陽電池モジュール表面の反射光等）及び程度に係る予測の結果

イ 行為者が重要な眺望及び囲繞景観への影響がない、又は、極めて小さいと判断する場合は、その根拠

ウ イにおいて、重要な眺望及び囲繞景観への影響がない、又は、極めて小さいと判断する場合以外の場合にあつては、重要な眺望及び囲繞景観への影響をできる限り回避・低減すること等を目的として検討した保全対策の内容等

## （４）提出部数

正本１部、副本３部（現況写真及びフォトモンタージュについては、別途、電子媒体（CD-R又はDVD-R）を１部）

## 6 協定の締結

事前協議が整った後、関係市町村長の意見、山梨県環境保全審議会の意見を踏まえた上で、知事と協定を締結します。

様式：世界遺産景観保全地区自然環境保全協定書（第3号様式）

## 7 届出

協定の締結後、届出を行ってください。

様式：世界遺産景観保全地区内行為届出書

（規則様式第5号（建築物その他の工作物の新築、改築又は増築の場合））

### （１）行為届出書に添付する図書及び提出部数

協議書に添付した5の(2)、(3)の書類を添付してください。

提出部数：正本1部、副本3部

(現況写真及びフォトモンタージュについては、別途、電子媒体(CD-R又はDVD-R)を1部)

## 8 措置命令等

審査基準に適合せず、世界遺産の歴史上、芸術上又は人類学上の顕著な普遍的価値を保持するための自然環境の保全上、大きな影響を与える可能性のある行為について、当該行為の禁止若しくは制限又は必要な措置の命令(以下「措置命令等」といいます。)及び必要な助言又は勧告等を行うことがあります。

## 9 協定の締結後・届出後

### (1) 事業の変更

協定の締結後又は届出後に実施事業を変更しようとするときは、あらかじめ県に協議してください。

### (2) 維持管理

重要な眺望及び困繞景観を保全するために必要となる樹木等の適切な維持管理、その他の措置を事業終了まで継続的に実施するよう努めてください。

### (3) 事業終了後の跡地保全

太陽光発電事業の終了に伴って太陽光発電設備等を撤去するときは、土砂の流出、出水等による災害を防止し、跡地を緑化する等して自然環境の保全を適切に図ってください。

#### 【窓口、問い合わせ先】

・山梨県富士・東部林務環境事務所森づくり推進課

〒402-0054 山梨県都留市田原三丁目3番3号

南都留合同庁舎2階

TEL 0554-45-7884 FAX 0554-45-7807

・山梨県森林環境部みどり自然課

〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1

TEL 055-223-1520 FAX 055-223-1507